

ニュース・レター

NEWS LETTER
Mar.31 2001

vol.
10



ロンドン市中には大規模な公園が市民に開かれている。
写真は、ロンドン西部よりのハイドパーク。
ベンチ背もたれの上には「イン・メモリー・オブ・ハ
リオット」と彫刻されている。
市民が公園や保全団体にまとまった寄付をすると、それ
がベンチの形となってしかるべき場所に置かれる。

CONTENTS

- ② 川名 英之・行政を動かすアジアの焼却反対運動
- ⑥ 続・環境省の新たな取り組み——岡澤和好廃棄物・リサイクル対策部長に聞く
- ⑧ 山口 智彦・イギリス ベンチ観察記
- ⑨ 公開学習会「ダイオキシン特措法の運用の実態及び今後の課題」
- ⑩ 「環境法の今」第3回 ダイオキシン法の解説

行政を動かす アジアの焼却反対運動

国民会議常任幹事
江戸川大学環境情報学科講師

川名 英之



バンコクで開かれた「焼却炉反対会議」。
新しいNGO「ごみなきアジア」の結成
について討議する参加者達。左端はフィ
リピンの「改正・大気浄化法」制定運動
のリーダー、フォン・ヘルナンデスさん。

アのごみ焼却反対の市民運動は政治・行政を動かす力を持ち始めたと言えるでしょう。

問題化したダイオキシンとディーゼル微粒子の汚染

フィリピンとタイで成果を手にした市民運動

フィリピンではごみの焼却によるダイオキシンの発生とディーゼル車の排出する微粒子中の発がん物質による大気汚染が大きな社会問題になり、ごみ焼却禁止とディーゼル微粒子公害規制の強化を求める市民運動が大きな盛り上がりを見せています。市民運動は1999年2月、焼却炉によるごみ焼却を禁止する世界初の画期的な法律「改正・大気浄化法」の制定を勝ち取っただけでなく、今年1月には同法の施行（来年6月）に向けて行政が作成した「廃棄物環境管理法案」にも、環境に配慮した施策を盛り込ませることに成功しました。

フィリピンの動きはアジア諸国の焼却反対運動に大きな影響を与え、タイの首都バンコクでは今年1月の選挙で当選した市長がごみ焼却に反対する市民運動の要請どおり、日本のODA（政府開発援助）による大型焼却炉導入計画を撤回しました。アジ

まず問題の多いフィリピン・マニラ首都圏の廃棄物行政の実態を述べ、次にごみ焼却反対運動がどのようにして政治・行政を動かしてそれを改めさせることができたのかを見ましょう。

フィリピンの廃棄物行政は10年前まで、ごみを集積場に野積みする方式が取られてきました。その結果、マニラ湾沿いのトンド地区に巨大なごみの山「スモーキー・マウンテン」が出現し、周辺に大きなごみ山から有価物を拾って生活する人々（約18万人）の住むバラック約1万7000の並ぶ大きなスラム街が出現しました。1990年代末、政府は「このような姿はフィリピンの恥だ」として、「スモーキー・マウンテン」を閉鎖し、ごみ山の有価物拾いを止めさせるとともに、ごみ山を撤去して住宅地を造成しました。

そして日本の国際協力事業団（JICA）などの支援を得て、ごみ焼却炉の建設計画を進める一方、サン・マテオ地区に埋立て処分場を建設してマニラ首都圏のごみを処理してきました。フィリピンではフィリピン

環境・資源省の調査によると、現在フィリピン全土にあるごみ焼却炉は民間企業の工場で焼く焼却炉が13基、病院の医療廃棄物を焼く焼却炉が39基、合わせて52基です。

さらに第2の「スモーカー・マウンテン」では、その名のとおり、絶えずごみの野焼きが行われ、煙が出ていました。1999年まではマニラ首都圏に2基の焼却炉があり、そのうちの1基がパヤタスにあったため、パヤタス周辺では多量のダイオキシンが発生していました。

マニラ首都圏の大気はごみ焼却（焼却炉とパヤタス集積場のごみ焼却）によるダイオキシン類のほか、ディーゼル車の排出する微粒子中の発がん物質によっても著しく汚染されています。マニラ首都圏では、排出ガス規制はまだ古い車にまで行き渡っておらず、軽油を使うディーゼル車が多いため、古いバス、トラック、小型簡易バス（ミニバス）などが黒い排煙を多量に排出しながら走行しています。アジア開発銀行の調査によると、フィリピン全土が大気汚染の要警戒レベルに達していますが、とりわけ汚染の著しいのがマニラ首都圏です。マニラ首都圏の自動車走行台数は100万台を超えており、これらの車から出る有毒ガスはフィリピン全土の車から排出される有毒ガス全体の約半分に相当する量です。

このように幹線道路の汚染濃度が高いため昨年7月、マニラを訪れた際には交差点で信号待ちの車が発進する際、道行く人たちはもうもうと舞い上がる黒煙を浴び、手のひらやハンカチで鼻を覆う人たちを目にしました。こうしてごみの焼却禁止とディーゼル微粒子規制の強化を求める声が強まりました。

ごみ焼却禁止法の制定を勝ち取った市民運動

ダイオキシン類とディーゼル微粒子によ

る汚染が直接の原因で死亡した人は年間推定約1万8000人とする調査結果があり、フィリピンの環境保護団体グリーンピースなどが環境・自然資源省と連携して、ごみ焼却反対とディーゼル車の微粒子発生防止対策の強化を求める市民運動を繰り広げました。運動団体は埼玉県所沢市を含む全世界のごみ焼却反対運動団体や個人と電子メールを交換してダイオキシン汚染や、それによる健康被害の情報を集めたり、ダイオキシン汚染の経験を持つ先進国から専門家を招いて集会を開くなどして、反対運動の輪を広げて行きました。その結果、フィリピン議会の多くの議員たちの理解が得られ、市民運動も加わって「改正・大気浄化法案」が作成されて議会に提出され、審議ののち1999年2月、同法案は下院と上院で可決されました。この法案の主な内容は次のとおりです。

- ① 家庭ごみを焼く焼却炉、医療廃棄物を焼却する焼却炉、有害ごみを燃やす焼却炉の建設と焼却を禁止する。ただし伝統的に家庭ごみを焼却してきた地域、火葬場、農業用焼却は除外する。
- ② 鉛など汚染物質、添加物を含む燃料については、早急に基準を設定する。
- ③ 2000年までに鉛を含有するガソリンをなくし、2003年までにガソリン中から鉛を除去し、ベンゼン中の有機塩素化合物汚染を低減する。
- ④ 自動車と工場で使用されている軽油に含まれている硫黄分を低減する。

法案にはガソリンに含まれる鉛や硫黄の低減・除去、ガソリンとベンゼン中の有機塩素化合物の低減などは石油会社にとって大きな負担になるため、これらの石油会社はジョセフ・エストラダ大統領による同法案への署名に反対し、活発なロビー活動を行い、署名が遅れましたが、1999年6月23日、エストラダ大統領は、ごみ焼却炉でのごみ焼却を3年以内に全面禁止する

「大気浄化法案」に署名、この法律が即日、発効しました。

この法律の制定により、現在稼動しているごみ焼却炉は原則として2002年6月から廃止され、新たに建設することもできなくなります。ごみの焼却を法律で全面禁止するのはフィリピンが世界で初めてです。

埋立て処理場の閉鎖を命じた最高裁判決

政府はごみ処理の方式を野積みから埋立て方式に切り替えましたが、ごみ処理方式の抜本的な改善策が実施されなかったために、表向きは認められていないマニラ首都圏北部のパヤタス地区（ケソン市）にごみが搬入され、67ヘクタールの面積に高さ約30mも堆積され巨大なごみの山「第2のスモーキー・マウンテン」が自然発生的に出現してしまいました。これは野菜くずなどの生ごみの収集率がマニラ首都圏の都市部全域では71パーセントと高い半面、同じ都市部でもスラムや貧困層の多いマニラ首都圏の北部地域の収集率は3パーセント、マニラ首都圏周辺の都市部では20パーセント、同農村部では1.7パーセントと低く、野外に捨てられたごみの60パーセントが行政当局から委託された民間の会社の手で集めてごみ集積場や埋立地に捨てられているためです。

ちなみに昨年7月10日、このパヤタス集積場に積み重ねられていたごみが大雨で幅約100メートルにわたって崩れ、ふもとに建っていたバラック約50軒と、そこで暮らしていた300人以上が生き埋めになり、同年7月30日現在、判明した死者は217人、行方不明者は100人を超えました。

フィリピン政府はサン・マテオ地区に埋立て処理場を設置、ごみを投棄してはその上に土砂を被せるサンドイッチ方式でごみを埋立て処理し、汚水は1ヵ所に集めて化学的に処理したうえで川に流しました。と

ころが集中豪雨のために汚水溜めが溢れて汚水が漏れ出すなど処理場の不備が目立ってきました。地域住民の中に皮膚病や感染症などの患者が多発し、住民の不安が高まりました。

住民たちはごみの投棄をやめるよう求め、バリケードを組んでごみの搬入を阻止する行動に出ました。これに対し、マニラ首都圏開発庁は「汚水が漏れ出すはずはない」と言って搬入車を武装警官に護衛させてごみの投棄を続けました。しかし住民側は訴訟を提起、2000年1月24日、最高裁が住民の訴えを支持し、サン・マテオ埋立て処分場の閉鎖を命じました。

その結果、マニラ首都圏にはごみを搬入する処分場がなくなり、人々は道路上や空き地などにごみを置き、悪臭が漂う事態になりました。マニラ首都圏開発庁は代わりの埋立て処分場を懸命に探し、ある島を候補に選んだのですが、そこでも住民の強い反対に遭い、処理場計画は白紙撤回されました。

こうしてごみが氾濫する中で、法案に署名したエストラダ大統領失脚の動きが出始めました。これを好機と見た焼却推進派は「ごみは、やはり焼却処理すべきだ」として「改正・大気浄化法」をひっくり返す活動を始めました。

新大統領が焼却禁止法を担保する法律に署名

しかしエストラダ氏のあと就任したアロヨ新大統領は1月下旬、「改正・大気浄化法」の施行を実施面で確保するための「廃棄物環境管理法案」に署名し、同法を発効させました。「廃棄物環境管理法案」は「改正・大気浄化法」の制定を勝ち取ったフィリピンの市民運動関係者と政治・行政の担当者が協力して作成したもので、市民運動団体はその制定を目指してロビー活



200人を超える死者が出たフィリピンのごみ山崩落事故現場での救出作業。マニラ首都圏ケソン市のバヤタスごみ集積場＝2000年7月10日、筆者写す。

動を続けてきました。この法律には市民運動側が実現を目ざして闘い、盛り込ませることに成功した次の条項が入っています。

1. 排出段階での分別の完全実施。
2. 自治体が明確な目標を設定してコンポスト化とリサイクルを完全に実施する。(リサイクル率を5年で25パーセントに引き上げるなど)
3. 処分できる包装の禁止。(どの物質が禁止されるべきかは今後、国立包装研究所が決定する)
4. リサイクル市場の発展に役立つインセンティブ。
5. 資源を回収する選択肢として焼却を用いることは排除する。

マニラ首都圏開発庁は、この「廃棄物環境管理法」に基づき、郊外に約200ヘクタールの用地を確保して街路や一時的な集積場に積まれているごみを運び込み、マニラ首都圏内各市町がそれぞれ自分の処理場・処理施設を設置するまで、ここで分別とコンポスト化を行なうことになっています。

アジア諸国に広がったごみ焼却反対運動

フィリピンのごみ焼却禁止の法律がテコ

となって昨年7月、12カ国の焼却反対運動の活動家32人がバンコクに集まり「アジアごみ焼却反対会議」を開きました。これを基に新たな組織「Waste Not Asia」(ごみなきアジア)が結成されました。

このころバンコク市は海外経済協力基金の円借款を用いて、日本から1日当たり1350トンの処理能力を持つ大型ごみ焼却炉4基を購入する計画を進めていました。タイのWNA有力メンバーのタラ・ブアカンシリ氏らは、バンコク市長選の段階からサマク・ソーントラヴェイ候補に、この計画の中止を働きかけた結果、同氏は市長当選後の今年2月初め、70億バーツ(約1億6000万米ドル)のごみ焼却炉建設計画の破棄を決め、環境保護団体に発表しました。

また韓国では政府が新たに52基、台湾では15基、マレーシアでは4基の焼却炉を建設する計画。これに対し、WNAなど市民運動団体のメンバーが反対運動に取り組んでいます。

WNAは活動の強化を狙って、このほど世界的な焼却反対組織である「ごみ焼却グローバル反対同盟」(GAIA)に合流しました。フィリピンのごみ焼却反対の市民運動は各方面に実に大きな影響を与えています。

新たな 廃棄物・ リサイクル 対策



岡澤和好環境省廃棄物・リ サイクル対策部長に聞く

廃棄物行政を旧厚生省から移管された環境省は廃棄物・リサイクル対策部を新設、新たに策定された「環境基本計画」に沿って、従来の「廃棄物の適性処理」から「廃棄物対策とリサイクル対策の一体的な実施」に着手しました。環境省の廃棄物・リサイクル対策のあり方や考え方、目指すべき方向などは、この「環境基本計画」に盛り込まれています。

その主なものは次のとおりです。

- ① 廃棄物・リサイクル対策は「循環型社会形成推進基本法」の定める優先順位に基づいて推進する。
- ② 廃棄物の排出者には、廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減する一義的な責任がある。今後とも、この「排出者責任」の考え方の徹底を図る。また製品の製造者などが製品使用後の段階で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方に基づき、具体的措置の一層の推進を図る。
- ③ 廃棄物問題への対応は従来の規制的手法では限界がある。規制的な手法のほか、経済的手法や自主的取り組みなどの多様な政策手段を組み合わせ、適切な活用を図っていくことが必要である。ごみ処理手数料や税、課徴金、デポジット制度などの活用のあり方や効果について調査・研究し、その措置を講じる必要がある場合には、国民の理

解と協力を得るよう努める。

- ④ 産業廃棄物の適性処理を十分に確保するために最終処分場が必要な場合には、排出事業者責任を原則としながら安全で、しかも適正な最終処分場を確保する。

2001年度政府予算のうち環境省の廃棄物処理施設整備費は、一般公共事業費が横ばいの中で11.6パーセント増という大幅な伸び率。同省は来年度、市町村のごみ焼却施設におけるダイオキシン類削減対策への財政支援やRDF(ごみ固形燃料化施設)への補助の拡充などに努めるとしています。

環境省は「環境基本計画」を踏まえて、廃棄物処理に伴う有害物質汚染防止という課題に具体的にどう取り組んでいくのか、岡澤和好廃棄物・リサイクル対策部長に聞きました。

(聞き手＝国民会議 川名英之)

最終処分場の有害物質汚染対策は連携が容易に

――廃棄物行政の所管官庁が旧厚生省から環境省に変わって、廃棄物処理に伴う環境汚染防止対策を環境保全重視の観点から見直し、従来と違う方式を導入する考えはありませんか。最終処分場の有害物質の汚染防止対策は、どのように変わるのですか。

岡澤和好廃棄物・リサイクル対策部長 廃棄物行政がこれまでの厚生省から環境省に移管されたことに伴い、廃棄物行政の一元的な実施が可能になること、個別リサイクル法をすべて所管することなどによって関係部局との連携がより容易になると期待されます。最終処分場の有害物質対策についても、知見の集積が一元的に行われることや、関係部局との連携がより容易になることが考えられます。今後も環境保全の観点から適切な廃棄物行政を推進していくこととしています。

43カ所の管理型最終処分場が基準を超過

——旧厚生省が1998年3月に全国1901カ所の管理型最終処分場について調査した結果、全体の28パーセントに当たる538カ所は、かつて廃棄物処理法によって汚水が漏れないように底や壁面への敷設を義務づけられていた遮水シートを張るなどの環境汚染防止対策の取られていない違法なものと分かり、同省は周辺地域の水質調査を指示しました。その調査結果はどの程度、実施され、それによってどんなことが判明したのですか。

岡澤部長 調査は538施設のうち、477施設については水質調査報告があり、うち37施設の地下水が地下水環境基準を超過、6施設の排水が排水基準を超過していました。基準を超過した施設については、適正閉鎖事業などを実施しております。

不適正処理と判明すれば対策に財政支援も

——漏れた汚水は長い間、環境を汚染し続けるでしょう。特にダイオキシン類は環境ホルモンの代表的な物質ですから、海や川の魚を通じて人体を汚染し続けるでしょう。環境省は汚染の判明した管理型最終処分場について、どのような汚染防止の対策を実施しますか。

岡澤部長 最終処分場におけるダイオキシン対策を推進する観点から、環境省としては最終処分場の汚染など不適正な処理の実態が判明した場合は、必要に応じて財政的、技術的支援を実施していきたいと考えております。

「ごみ処理の広域化には効果的な面も」

——ダイオキシン類の発生量を減らすには、ごみ

の排出量と焼却量を減らすことが有効です。ところが旧厚生省が1997年1月に策定した「ごみ処理の広域化計画」では新設する焼却施設は焼却能力が1日300トン以上の大型で、しかも全連続型が望ましいとされているため、いくつかの市町村から多量のごみを集める必要があり、ごみの発生抑制や減量化・資源化の対策とは相容れないという批判があります。この方式をどう思われますか。改めるお考えはありませんか。

岡澤部長 今後の廃棄物対策は単に排出された廃棄物を焼却して埋め立てるということだけでなく、排出抑制、再利用、再生利用により廃棄物の減量化を促進し、その上でなお処理しなければならない廃棄物について、安全かつ適正に処理するという循環型社会に転換していくことが重要であり、ダイオキシン類の排出削減の観点からも、廃棄物の焼却量を削減することは効果的です。またダイオキシン対策関係閣僚会議においても、平成22年(2010年)度を目標年度とし、最終処分量を半分に削減するとともに、焼却量についても15パーセント削減するなどの目標を掲げています。

しかしながら、どうしても焼却しなければならない廃棄物については、廃棄物焼却施設が現在、主要なダイオキシンの発生源となっていることを踏まえ、安定的な燃焼の確保、ばいじんなどの処理の高度化によるダイオキシン類の排出削減効果に加え、ごみ発電などの余熱利用の効率化等の観点からも、ごみ処理の広域化は効果的だと考えています。

ダイオキシンは1997～2002年に9割減に

——ダイオキシン類の発生量は対策に着手して以来、これまでにどのくらい減少しましたか。また今後いつまでにどれだけ減らす計画ですか。

岡澤部長 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の排出量は平成9年(1997年)に比べて、平成11年(99年)現在、65パーセント削減されました。またダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類削減計画において、平成9年に比べ平成14年度末までに、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の排出量を9割削減することを目標としています。



ロンドンから北西100kmのところにコッツウォルズという緩やかな丘陵地帯が広がる。この写真は、コッツウォルズの南東部に位置する小村パイブリーの教会のベンチ。墓石群の奥に自然の一部のようにして置かれていた。

イギリス ベンチ観察記

山口 智彦

公園でも、道路でも、広場でも、ベンチがたくさん並んでいる場所は楽しい。

ベンチが一つもない公園は淋しい。

私は、歩くのが好きだが、坐るのはもっと好きだ。

歩いている時はなんとなく攻撃的な気持ちになって、もたもたしている人がいれば押しのけたくなるが、イスに坐ると、即座に優しい気持ちになる。

みんなも、そうだ、と言ってくれるような気がする。

さて、英国にベンチを見に行った。

ベンチを見ただけなのだが、それでは世間が許してくれないように思われるので、大義名分を作って見に行った。

大義名分：植民地拡大、奴隷売買時代の猛々しさと較べると、20世紀の英国人はまあ、ずいぶん丸くなったように思われる。英国は1860年頃に経済のピークを迎えた後、今日まで衰退を続けてきたが、どうも、経済がピークを経た後の衰退傾向と、人間がおだやかになることは、密接につながっているのではなかろうか。まずは彼らがこの百年間に造った心優しい風景を見てこよう。そうだ、ベンチを優しさのベンチマーク(^_^)としよう！

と決めて、英国を歩いた。

心の潤う風景が国中に広がっていた。



コッツウォルズには数十戸規模の村が点在する。

村の中心部には広場があり、戦没者の記念碑などが据えられている。

この写真の村は、広場というよりは中央の緑地とそこに置かれたベンチ。

やまぐち ともひこ／(財)日本野鳥の会 企画部長(休職中)

公開学習会「ダイオキシン特措法の運用 の実態及び今後の課題」

ダイオキシン特別措置法が平成12年1月施行されてから1年が経過しました。

平成13年2月9日、国民会議では、東京都、埼玉県、神奈川県、各自治体の担当者をお招きして上記のテーマで学習会を開催しましたので要旨をご報告します。

1 東京都

環境改善部の大気、水、土壌それぞれの各部署で担当。この1年、各事業場などに対し、測定義務を説明し、測定結果を報告するよう指導。平成13年1月末現在、160事業場の報告が出ている。140件は測定中。その他の事業場は近々廃止する予定であり、廃止の届出には写真の添付などを要求し、職員が廃止を確認することになっている。平成12年度末には各事業場の報告をとりまとめ、4月初旬には公表する予定で現在その準備を進めているところ。平成14年12月から規制基準が強化されるので事業場の方でも規制基準をクリアするのは難しいと思っているところもあり、モニタリングなどしながら監視を続ける。今後はリスク評価が重要な課題となると思う。

2 神奈川県

昨年3月引地川水系のダイオキシン問題が発生。現在常時監視体制をとっている。平成12年度調査では環境基準に照らすと問題になるところもあり、平成13年度の課題とする予定。住民からの情報提供も欠かせない。また、平成13年度は自前の分析機関を設置する予定。今後の課題は、実態把握。そのためにはインベントリーの作成が必要。平成元年から水、大気の調査はしているが数値は少ない。特措法制定時点では判明しなかったダイオキシンの製造過程があるのではないか。インベントリー作成上、分析は重要な課題であるが今後の技術開発に待つ問題でもある。環境基準がある中で底質についての基準はないので設定する必要がある。リスク評価は健康に対する影響を考える場合に重要なことであり、今後は発生源対策を重視したい。また神奈川県では判明しているだけでも650の小規模焼却炉が存在し、施設廃止が問題になっているが、技術的な処理の問題が

残っている。汚染源の究明という点では1998年の環境庁の実態調査で3ピコであった。驚くほどの数値ではないが、上流の工場を調べると荏原以外には考えられなかったのが、荏原の事件は奇跡的に汚染源の特定ができた。汚染の除去ということに関しては現在のところ技術的にも難しく、今後の課題である。

3 埼玉県

現在9地点で常時監視体制を敷いているが、常時監視は現実的にはなかなか難しい。分析費用が高く採取した検体すべてを分析機関に出すことはできない。くぬぎ山という有数の汚染地域があり、県側でもある程度測定地点を絞り込んでいるが、それでも20カ所ぐらいは測定地点が必要である。八高線から東側に重点を置いている。去年は、年4回おこなった。特措法の監視だけでは予算的にも限界があるので、他の法律で測定しているものなども活用している。例えば、大防法では26地点の常時監視、河川法では28地点（綾瀬川ではさらに2地点増やした）、国土交通関係で47地点。河川の底質については15地点。地下水についても26地点である程度網羅することを考えている。測定については財政的問題と分析の技術的な問題が大きく技術的支援が望まれる。測定結果については、クロスチェックをしている。特措法では1回違反が見つかったときは3カ月内に再度検査を行うことになっているが、廃掃法では基準を超えれば操業をストップさせているので再度採取しなおすことができない。設置者による測定の測定結果の公表は平成13年4月または年度末になる。綾瀬川は全国一底質が悪いところとなった。汚染原因究明は難しい。綾瀬川の場合は、支川が多いのと干満により浦和市の方まで再び戻る流れなのでよけい特定しにくい状況である。

各自治体の抱える問題はさまざまです。どのような法律もそれを実際に運用する側の姿勢により、充分生かされたり、されなかったりします。特措法の立法趣旨を生かし、各自治体にさらに強力な前進を期待したいと思います。（ダイオキシン委員会）

ダイオキシン法の解説

国民会議事務局長 中下 裕子
(弁護士)

世界で初めてのダイオキシン特別立法

ダイオキシン法は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などのような媒体ごとの規制ではなく、ダイオキシン類という物質に着目して、その対策を総合的に定めるものです。このようなダイオキシン類だけを対象とした包括的な特別立法は、諸外国にも例がありません。

法律のしくみは、まず施策の指標とすべき耐用一日摂取量（TDI）を定め、その数値をもとに大気・水・食物の各経路から人体への摂取量を割り出し、その摂取量から環境基準を設定し、さらにその環境基準を達成するために排出基準を定める、という構造になっています。

TDI（第6条）

そこで、肝腎のTDIですが、「人の体重1kg当たり4 pg・TEQ（ピコグラムは一兆分の一グラム）以下で政令で定める値とする」と規定され、現在、政令では4 pg・TEQ/kgとされています。

TDIが法律で規定されたことも従来の法律には見られなかった点です。TDIは科学的事実だから法律事項ではないという意見もありますが、毒性が科学的に証明されるまでには相当の時間がかかります。科学的証明がされていないことは決して安全を意味してはいません。単に私たちの〈無知〉を示しているにすぎないのです。従って、科学的な解明がなされるまでの間、予防的にさまざまな施策を講じることは、可能であるばかりでなく、むしろ本当に安全を守るためには不可欠のことなのです。その意味で、TDIの決定は、科学的知見をベースにしたリスクコミュニケーションを通じた国民自身の意思決定といえるでしょう。

WHOでは、TDIの目標値を1 pg・TEQ/kgと定めています。より安全をめざすなら、わが国でもTDIをさらに1 pg・TEQ/kgに近づける努力が必要です。

環境基準の設定（第7条）

「人の健康を保護する上で維持されることが

望ましい基準」として下記の環境基準が定められています。なお、底質の基準値は現在検討中で、追って定められることになっています。

- ①大気環境基準 0.6pg・TEQ/m³以下
- ②水質環境基準 1pg・TEQ/l以下
- ③土壌環境基準 1,000pg・TEQ/g以下

（250pg・TEQ/gを超える場合は調査開始）

摂取経路の9割が食品といわれているにもかかわらず、食品基準値の設定は先送りにされています（附則第2条第3項）。魚介類の高濃度汚染を考えますと、早期に食品基準値の設定が望まれます。

「生態系保護」のための基準値も設定されていません。生物を保護しないでは結局は人の健康も守れません。生態系保護のための基準値の設定が求められています。

対象施設と排出基準（第8条）

法の規制の対象となる特定施設と排出基準値は表のとおりです。中小企業の負担を考慮して緩い数値が定められていますが、施設改善のための援助制度を整備して、全企業に対し「適用可能な最善の技術水準」による基準値を適用すべきです。

平成12年3月31日現在の大気基準適用施設数は、既設23,094、新設149、合計23,243となっています。同じく、水質基準適用施設数は、3,514です。小型焼却炉では、休止・廃止となったものも多く、両者をあわせると約4,500にのぼっています。

焼却能力が50kg/時未満の小型炉は規制の対象外とされています。小型炉は焼却管理が難しく、ダイオキシンの大量排出につながりやすいので、このような裾切りには問題があります。この点も附則で検討事項とされています（附則第4条）。

名古屋市の大江川などでは、規制対象外の施設である東レ繊維工場からダイオキシン排出が判明しました。これを機に、発生源の再調査が

すすめられています。

ばいじん・焼却灰等の処理基準の設定（第24条）

ばいじん（飛灰）・焼却灰等については、廃棄物処理法の特別管理廃棄物とされ、さらに3 ng・TEQ/g以下に処理（溶融固化、薬剤処理など）しなければならないとされました。

土壌汚染対策（第29条、31条）

都道府県知事は、人が立ち入ることができる地域で、環境基準（1,000pg・TEQ/g）を超える汚染地域については、土壌汚染対策地域として指定することができます。この指定がなされると、知事はその地域の土壌汚染対策計画を定め、汚染の除去など必要な措置を講じなければなりません。

常時監視義務（第26条、第27条）と施設設置者の測定義務（第28条）

都道府県知事に対して、汚染状況の常時監視が義務付けられています。これに基づき、知事は、大気・水質・土壌の汚染調査を行い、その結果を公表しなければなりません。環境大臣や知事の立入調査権も認められています。

一方、特定施設の設置者は、毎年1回以上、排ガス、排水、飛灰・焼却灰について汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告しなければなりません。知事はその結果を公表することになっています。

このような測定については、測定頻度（年1回

程度）や測定者（自主測定）について問題があるといわれています。また、サンプリングや測定技術のばらつきなどの問題点も指摘されています。測定費用が高額であることも含めて、測定をめぐっては様々な問題が残されています。

罰則（第44条～第49条）

排出制限違反、改善命令違反等に対しては罰則が設けられています。といっても、最も重いものでも「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」程度です。多数の健康被害を及ぼしかねない環境犯罪に対しては、もっと重罰をもっとのぞむ必要があるのではないのでしょうか。

ダイオキシン法の改正提言準備作業

法施行後1年を経て、法律の不十分な点も明らかになってきました。国民会議では、ダイオキシン対策委員会において、ダイオキシン法の改正提言の作成に取り組んでいます。関心のある方は是非ご参加ください。

1. 排ガスに係る特定施設及び排出基準値（単位：ng-TEQ/m³）

種 類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既存施設基準	
			H13.1～H14.11	H14.12～
廃棄物焼却炉 (焼却能力) 50kg/h以上)	4 t/h以上	0.1	80	1
	2 t/h～4 t/h	1		5
	2 t/h未満	5		10
製鋼用電気炉		0.5	20	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	2	1
亜鉛回収施設		1	40	10
アルミニウム合金製造施設		1	20	5

2. 排水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設施設排出基準	既設施設排出基準
・硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 ・PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	10	10
・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		10 (20)
・廃棄物焼却炉（焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		10 (50)
・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・上記の施設を世知する工場又は事業場から排出される水の処理施設		10

3. その他

(1) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準：3 ng-TEQ/g

(2) 放流水に係る最終処分場の維持管理基準：10pg-TEQ/L

(注) 既存施設については、平成13年1月から適用。()内は、法の施行後3年間適用する暫定的な水質排出基準。

◎新橋から大塚に 4月から新事務所

国民会議の事務所が4月以降、新橋から大塚に移転する予定です。JR大塚駅北口から都電の踏み切りを越えて、折戸通りを北上すること50メートル、道の左手にあります。自然素材の安全な住宅づくりに取り組んできた建築家の田久保美恵子さん（自然住宅・住まい方推進ネットワーク代表）が、事務所の一部を無償提供してくださったもので、化学物質問題に取り組む環境5団体との共同利用となります。

国民会議では少しずつ、事務所機能を大塚に移していきます。経過は追ってご案内します。新住所は豊島区北大塚2-29-5 環境市民ひろば内（電話5907-2670）。

◎ホームページ・ボランティアの ご紹介と募集

・国民会議の会員で、栃木県在住の尾形さんがホームページ作成のボランティアを名乗り出てくださいました。今後はニュースレターからもいくつか記事を掲載していく予定です。まだまだボランティア募集中ですので、お手伝いくださる方がいらしゃれば、ぜひ事務局までお知らせください。

◎シンポジウムのご案内

「安全な医療をめざしてー医療器材の塩ビ問題を考えるー」

場所 5月20日（日）午後1:00～3:30

東京池袋メトロポリタンプラザ10階エポック10会議室

医療用器材の素材としての塩ビの問題性について学びます。

基調講演：菅野義彦氏（埼玉医科大学・腎臓内科）

パネラー：立川涼氏（国民会議代表・前高知大学長）

三島佳子氏（日消連）

コーディネーター：山田久美子氏（国民会議常任幹事）

◎環境事業団から助成金

・環境事業団の行う地球環境基金から約60万円の助成を受けることが決まりました。新事務所で使用するコンピューターを購入する他、南アフリカで合意されたPOPs（残留性有機汚染物質）国際条約の日本語翻訳の作成に充てる予定です。翻訳文はホームページに掲載する予定ですので、ぜひご覧ください。

◎9号の訂正

ニュースレター第9号17ページに誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます

17ページ右欄下から6行目

誤「生体毒性」を正「生態毒性」に

◎愛称募集

「ダイオキシン環境ホルモン対策国民会議」という名前は長くて言いにくいというご意見があります。

現在、愛称を募集中ですので、「こんな愛称はいかが」というものがあれば、事務局までお知らせください。

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

「呼吸」

舞踊家の勅使川原三郎さんが、踊りを子供達に教える番組をテレビで観た。吸う息、吐く息に乗せて、体をくねらせ、激しく、静かに、舞う。そして、子供達に言う。「空気をみるのです」「空気を感ずるでしょう」「さあ、人の息を大切に受け取って、次の人につなげる」「呼吸のキャッチボールをしましょう」「それがコミュニケーションです」

ヒトだけではなく、野生の動物も植物も、地上の全ての生物は、みんな呼吸をしている。空気ですべてに結ばれている。空気に色をつけたら、光合成で木の葉が吐く緑色の酸素を、ヒトや動物達が吸い、それらの吐く黄色の炭酸ガス（二酸化炭素）を葉っぱが吸うのが、はっきりと見えるに違いない。とてつもなく広くて、しかし、ひとつ

のかけがえのない空気の海の中で、みんな生きている仲間。ソウリも、ブッシュも、ヤスオも、ユウコも、イチローも、ゾウも、ウシも、イヌも、ネコも、ウメも、サクラも、ツクシンボも。

そんな空気の中に、真っ黒な帯状のものが、こげ茶色の斑点が、あちこちに漂う。ダイオキシン。以前、核で地球が減る映画があった。さらに、今は、空気中や海中の人工的な海で、恐竜のように生物が絶滅するおそれがある。

お花見。「ワアーきれい」と花を眺めて飲むだけではなく、1年間溜めたエネルギーを一気に出す桜の木々の息づかいを感じることしよう。（ところで、人間も、春になると、毎年若返って花を咲かせることができるかもしれないと、いつも思うんだけど）。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第10号

2001年3月発行

発行所

〒105-0004
東京都港区新橋4-25-6

ヤスキビル2-6F

コスモス法律事務所内

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議事務局

TEL 03-3432-1490

FAX 03-3432-1490

編集協力・レイアウト

（有）総合工房キャップ

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>